

運輸委員会議録第二十二号

(四九一)

昭和三十一年四月三日(火曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長

理事今松

理事木村

理事青野

理事有田

生田

佐伯

中嶋

堀内

喜一君

宏一君

宗義君

太郎君

一雄君

大治君

下平

正木

出席政府委員

運輸事務官(鉄道監督局長)

運輸事務官(自動車局長)

運輸事務官(自

委員外の出席者

運輸事務官(自

日本国有鉄道副總裁

警運交通部長)

専門員

志録

三月二十七日

委員細田綱吉君及び山口丈太郎君辞任につき、その補欠として橋兼次郎君及び松尾トシ子君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

の審査を本委員会に付託された。

同月三十日

阪神国際空港の開設に関する陳情書

委員生田安一君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員青木正君及び松尾トシ子君辞任につき、その補欠として生田宏一君及び山口丈太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

旅行あつ旋業法の一部を改正する法

送付)

同月二十九日

道路運送法の一部改正に関する請願

(河本敏夫君紹介)(第一六二二号)

同(小島徹三君紹介)(第一六二三号)

同(堀川恭平君紹介)(第一六一四号)

同外一件(首藤新八君紹介)(第一六

六九号)

同(五島虎雄君紹介)(第一七一一号)

同(大橋忠一君紹介)(第一七二二号)

自動車損害賠償保障法の一部改正に

関する請願(須磨彌吉郎君紹介)(第一六二五号)

同(宮澤胤勇君外三名紹介)(第一七

一三号)

高萩駅、北常陸大子町間に国営自動

車輸輸開始の請願(石野久男君紹介)

(第一六二六号)

気象観測用飛行機及び気象用機材設

置に関する請願(井岡大治君紹介)

(第一六四七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月三十日

阪神国際空港の開設に関する陳情書

万円と考えております。そして御承認の通り現行法におきましては、営業保証金が最低二十万円になつておりますので、資力信用の限度を合せまして大体六十万円程度、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山口(丈)委員 大体資力の基準につきましてはわかりましたが、次にお尋ねいたしますのは、このあっせん業者の性質を規定するために約款等の届出を規定せられておりまするし、これはやはりむずかしい問題でありまして、事務的には約款の性質等によって判断するよりほかに方法がないと思いますけれども、実質的にはその約款にいたしましても、その業者の解釈運用等によつては非常に悪質な業者も生まれてくるわけでございますが、その場合に、やはり約款についても、いろいろ許可をします場合の約款の基準等はあらかじめ業者に示す必要がある、こういうふうに考えますが、基準等についても一応提示せられるのでありますか、基準をお持ち合せでありますか。

○間島政府委員 旅行あつ旋約款につきましては、改正法の十二条にあります通り、こまかいことは運輸省令で定めることになつておりますから、どういうふうな事項を記載させるかといふことにつきましては運輸省令で決めたいと思いますが、その内容は、今考えておりますのは、旅行経費及び料金の收受または払い戻しに関する事項、それから旅行あつせんの引き受けに關する事項、それから旅行あつせんに関しまする責任の始期及び終期、いつからいつまで責任を持つか、それから免責条項、これはどんな旅行あつ旋約款にもございますが、不可抗力等、旅行

あつせん業者が責任を負うべからざります。それから損害賠償の範囲というふうなものを、大体必要な記載事項といたしまして運輸命令できみたいと思いまます。ただこれだけではなしに、私の方ではこういう内容を盛りましたモデルの約款を作りまして、大体こういう内容であれば差しつかえないというふうなことを、あらかじめ旅行あつせん業者に示したいというようなことで、モデル約款といふようなものも現在大体作成を得ておる次第でございます。

○山口(丈)委員 約款を示したいといふのでありますから、旅行者のあつせん業者をいたす場合には、やはりその旅行の目的を最終的に果すまでの安全についての保障は、当然そのあつせん業者が負うべきものと思います。たとえばその旅行中に諸種の事故が起つた。それは不可抗力による場合もありますけれども、不可抗力でない場合もある。恣難等の場合もございまするし、あるいは衛生上のいろいろな問題が起るわけになります。こういうものについての責任は、当然あつせん業者においても一半は負うべきものだと思うのであります。ですが、そういう安全保障の点についても、この約款に盛り入れるという考え方をお持ちであるかどうかであるか。

○間島政府委員 もちろんお話をようやくつきましてはあつせん約款に盛るべきだと思いますが、ただ非常にこまかく一々の場合を規定するわけには参りませんので、ある程度損害賠償責任の範囲といたしまして、そういうふうな点につきましてもあつせん約款に盛りませぬので必要だと思いますが、ただ具体的な場合を考えますと

いろいろな場合がござりますので、それを一々すべてこまかく約款に記載せざるわけにはいかないと思います。(笑) されはそういう点が非常にあいまいでございまして、具体的な場合には大体体験者に有利に解決されておったわけでございますが、今度はあつ旋約款にそぞらいう点も掲げさせますので、そういうトラブルは大体起ることはないと、かくようになります。

○山口(丈)委員 その責任などの明確化については相当の自信を持つておられます。どうでありますから、ぜひともその約款中にはこれを明記していくたぐように希望をいたします。

それから次に第二十六条についてお伺いをいたしたいと思いますが、第二十六条の2にはあっせん業者の規制の問題が規定せられておりまして、その規制の目的条項が掲げられております。この前項「第一条の目的を達成するため必要な限度において」とまあいわば断わってあるわけです。そして次のこととがいわれております。「その職員に旅行あつ旋業を営む者の営業所、事務所、又は代理店に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問

いはその権限を乱用する憂いがある、あつたし、ますとこれは営業基本権によるものであります。こういふ点について一つ手大でありますので、見解を明らかにしたいと思います。

〔山本(友)委員長代理退席、委員長代理就任〕

○間島政府委員 今のお話の立ち入り査査権につきましては、現行法におきましては、必要があると認めるときには報告を聴取することができるといふだけになつております。不正行為等がありまして登録の取り消しというような問題が起きました場合にも、業者にとりましては自己に不利なことでもありますので、報告をしないといふふうなことで、そいつた事実がありましても結局処分ができない場合が非常に多いのであります。そのため万々なるを得ずこういった取締り方面からも要望もありまして、立ち入り検査権を今度の改正法で考へたわけであります。が、しかしお話のことくこういった権限はできるだけ乱用を防がなければいけない、必要な限度にとどめなければいけないと考えておりまして、この運用に当りましては立ち入り検査権を持っております運輸大臣あるいは都道府県知事が、当該職員に対しましてはつきりとした指示をする。つまり立ち入りする場所、またどういった用件で入るかということ、それから立ち入り検査の範囲をそういった権限を持つておる長がはつきり指示をした後に立ち入りする、こういうふうな制度にいたしたい、かように考えておる次第であります。ただ過然と当該職員が業者のま

営業所に立ち入りするということは答
対にさせない、必ず長が具体的な事
件に関しまして立ち入り検査の範囲、こ
ういった用件についてどういった書類
を見るかというふうなことを具体的に
指示さした後、初めて入らせる、ここ
いうふうにいたしたいと考えておけ
ます。

○山口(文)委員　これは非常に重要で
ことですから、もう一度明らかにして
いただきたいと思いますが、長の必要
と認める場合に限つて立ち入り検査を
させる、こういうことになりますが、
しかばらその立ち入り検査を必要とす
るという認定は、形式上は運輸大臣と
あるいは都道府県の長となりまして
も、実際にはその事務を担当する事務
者の判断によって行われるようになる
と思うのです。そういう場合に限度が
なくなるので非常に危険だと思います
が、その認定をする場合においても、
不正の事実がはつきりとわかる、ある
いはその申告制度によつてはつきりし
た不正がつかめた、そういうような事
実行為に基いてなされるということでは
ない、ただ一般的、通俗的な判断に基
いてこれをなすということになれば、
大へんなことになるのじやないか
と思ひますが、これは申告制もしくは
為としてやられるのですか。そうな
ば私はこれは一種の司法権をも付随す
るものであつて、非常に問題が出てく
ると思う。デリケートなばかりでなく
く、重要であつて、ひとりこれのみに
るものであつて、非常に問題が出てく
ると言えますし、その他の

産業においても言えることであります。一つこの点についてははつきりと見解をきめて、ここで示しておいていただかないとどうも危険な気がいたしますから、もう一度その点についてはつきり伺いたい。

○問島政府委員 ただいまの点につきましては、「」に書いてあります立ち入り検査権は、一般的な検査の意味での立ち入り検査ではないと私は考えておりま

す。具体的に不正行為等がありまして、それが事実であれば登録の取り消し等をしなければならないというふうな場合に、一方的なそういう被害者の申し立てだけでは取り消しをするわけにも参りませんので、やはり第一段としては報告の聴取を求める。

それも出てこないという場合に初めて立ち入り検査ということを行うわけであります。が、その場合もそういった具體的な事件に限りまして立ち入り検査の範囲をはつきり示しまして、立ち入り検査をさせる、こういう方針でありますので、この立ち入り検査の趣旨並びに実施の方法につきましては、関係者にはつきりとその趣旨が伝わるようになります。

○山口(丈)委員 私が今まで申し上げ

おります。

○山口(丈)委員 私が今まで申し上げたのは、きわめて重要な問題について申し上げたのですが、これは私はただ単なる通牒やその他では徹底しないと思ひますので、あるいはこれは施行令もしくは省令としてはつきりさせる御意思があるかどうか、最後にお伺いいたします。

○問島政府委員 ただいまの点につきましては、実はいろいろ調べました。が、従来立ち入り検査を認めておる法

律令はたくさんございますが、施行規則でその実施方法を具体的にきめておるもののはほとんどないようであります。しかしこの点につきましては、現在省内では關係機関等でできるだけ施

行規則の中に、今私が申し上げましたようなことを入れるように打ち合せをいたしておりますので、御希望に沿いたい、かように考えております。

○山口(丈)委員 これで終ります。

○松山委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑がなければこれにて終了します。

これより討論に入りたいと思いますが、通告がございませんので、直ちに採決いたします。

○松山委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑がなければこれにて終了します。

○山口(丈)委員 これで終ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議ございませんの

に起きました事故は二千八百五十三件でございます。これは全事故の二・七%に当つております。その次は優先

警視庁の方からお伺いをいたします。これは主としてハイヤー、タクシーが、通告がございませんので、直ちに採決いたします。

○松山委員長 律案(内閣提出一三一一号)(參議院送付)を原案通り可決いたすに御異議ございませんか。

○松山委員長 なおただいま可決されました本案に對する報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○松山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○松山委員長 御異議ございません

りますが、これを怠つたために昨年中に起しました事故は二千八百五十三件でございます。これは全事故の二・七%に当つております。その次は優先

警視庁の方からお伺いをいたします。これは主としてハイヤー、タクシーが、通告がございませんので、直ちに採決いたします。

○山口(丈)委員 なおただいま可決されました事故が一千四百三十三件、これは毎日都内におきましても、その取締りの任に当つておられる警ら交通関係の方々は非常に努力をして、事故の未然防止のために働いておられると思うのですが、しかし毎日死傷者が出ていますが、しかし毎日死傷者が出るの場所あるいは状況等を見まして追い起しをするのであります。そういう事故が一千三百三十四件、一〇・一%であります。一〇%以上のものは大体そういうのであります。次はハンドルの操作が十分でなかつた、あるいは速度違反であつたり、めいでい運転あるいは右折れの不注意、こういう順序になりました、そのほかいろいろございますが、自動車側のおもだつた不注意違反というのでは以上申し上げたような状況であります。

また歩行者側の不注意によつても事故は起るのであります。この面の事故は、道路を横断中に不注意のために事故を起した、これは明らかに歩行者が事故を起したのであります。その方がむしろ自動車よりは不注意で事故は、道路を横断中に不注意のために事故を起したのであります。その自動車がどういうために事故を起すかという点であります。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういう性質の事故が多いかと申しますが、自動車側のおもだつた不注意違反というのでは以上申し上げたような状況であります。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういう性質の事故が多いかと申しますが、自動車側のおもだつた不注意違反といふ数字をあげて御説明を願いたい。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういう性質の事故が多いかと申しますが、自動車側のおもだつた不注意違反といふ数字をあげて御説明を願いたい。

これがために起つた事故が二百八件、二・六%、それから酔つぱらつて道を歩いておつたために事故を起したという

のが九一件、九・一%、それが線路踏み切りの不注意のために起した事故が七一件、七・一%、あるいは子供が路上遊んでおつたという、路上遊戯による事故が四十七件、四・七%、その他の幼児の一人歩き、あるいは信号無視、対面交通違反、横断でなく車道を歩いておつたということ、おなな原因はこういつたことになります。

○山口(丈)委員 ただいま事故の性質の種類を御報告になつたのですが、私はこの前方注意義務の怠慢あるいは優先通行権の無視、こういう悪質なと申しますが、非常に件数の多い事故の原因は、取り調べられた結果どういうところにそういう原因があつたかを一つ明確にしていただきたいと思ひます。

○手柴参考人 ただいまの自動車側の一番多い前方注意義務の怠慢であるとか、あるいは優先交通権の無視というのでは、そういうことを超す原因がどういうところにあるかというお尋ねのようですが、これはなかなか困難な問題でございまして、起きた事故に対して、一体どういうわけで前方注意義務を怠つたかと申しましても、なかなかこれははつきりせぬのであります。あるいはうつかりする場合もございましょうし、あるいは非常に過失による場合もございましょうし、あるいはまた法令の順守事項でありますからこれを十分知つておらない、忘れてしまつた——もちろん運転者でありますから、法令の試験を受けて免許を受けおるわけでありまして、一応知つ

いますところへ、しかも信号機があつて青信号のときに歩行者が通行しておる場合は自動車は一時停車して、そうして歩行者を優先的に通行すべきであります。これは歩行者が無視したために起つた事故が一千四百三十三件、これは七〇%に當つております。その次は優先通行権の無視、これは横断歩道がございますところへ、しかも信号機があつて青信号のときに歩行者が通行しておる場合は自動車は一時停車して、そうして歩行者を優先的に通行すべきであります。これは歩行者が無視したために起つた事故が一千四百三十三件、これは七〇%に當つております。その次は優先

警視庁の方からお伺いをいたします。これは主としてハイヤー、タクシーが、通告がございませんので、直ちに採決いたします。

○松山委員長 なおただいま可決されました事故が一千三百三十四件、一〇・一%であります。一〇%以上のものは大体そういうのであります。次はハンドルの操作が十分でなかつた、あるいは速度違反であつたり、めいでい運転あるいは右折れの不注意、こういう順序になりました、そのほかいろいろございますが、自動車側のおもだつた不注意違反といふ数字をあげて御説明を願いたい。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういう性質の事故が多いかと申しますが、自動車側のおもだつた不注意違反といふ数字をあげて御説明を願いたい。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういう性質の事故が多いかと申しますが、自動車側のおもだつた不注意違反といふ数字をあげて御説明を願いたい。

これがために起つた事故が二百八件、二・六%、それから酔つぱらつて道を歩いておつたために事故を起したというのが九一件、九・一%、それが線路踏み切りの不注意のために起した事故が七一件、七・一%、あるいは子供が路上遊んでおつたという、路上遊戯による事故が四十七件、四・七%、その他の幼児の一人歩き、あるいは信号無視、対面交通違反、横断でなく車道を歩いておつたということ、おなな原因はこういつたことになります。

○山口(丈)委員 ただいま事故の性質の種類を御報告になつたのですが、私はこの前方注意義務の怠慢あるいは優先通行権の無視、こういう悪質なと申しますが、非常に件数の多い事故の原因は、取り調べられた結果どういうところにそういう原因があつたかを一つ明確にしていただきたいと思ひます。

○手柴参考人 ただいまの自動車側の一番多い前方注意義務の怠慢であるとか、あるいは優先交通権の無視というのでは、そういうことを超す原因がどういうところにあるかというお尋ねのようですが、これはなかなか困難な問題でございまして、起きた事故に対して、一体どういうわけで前方注意義務を怠つたかと申しましても、なかなかこれははつきりせぬのであります。あるいはうつかりする場合もございましょうし、あるいは非常に過失による場合もございましょうし、あるいはまた法令の順守事項でありますからこれを十分知つておらない、忘れてしまつた——もちろん運転者でありますから、法令の試験を受けて免許を受けおるわけでありまして、一応知つ

ておるわけでありますけれども、中にはそうでない、忘れてしまつたというような人もないのではないでござります。その優先通行権の無視というの実は最近は非常に私どもはよくなつたと考へておるのでありますが、それにいたしましても先ほど申し上げましたような事故の件数を生じておるのでありまして、結局運転者の人々がいま少しく自分のことだけではなく、人も一語に道路を歩いておるのだという交通道義と申しますか、こういう面を重んじていただいたならば、事故は非常に減るのじやないか、かように考えておるのであります。

○山口(丈)委員 きわめて多い事故の原因についてお尋ねしたのですが、あ

まりはつきり原因がつかめでないようでは。私はこういう事故を未然に防止するという建前からいきますと、この事故の原因といふものは厳格に取締り当局としましては発明をして、行政上の欠陥があれば、行政上の欠陥の重大な資料になることですから、これはどうしても明確にされないと、運転手の処分等、行政処分の問題なども、そう軽々しくはきめられないと思うのです。そういう点からいけば、私どもの経験によつても、相当嚴重に調書をとられておるのでですが、警視庁の方では、最近はそういうような事故がどう都合だけを調書にとつて行政処分にしておられるのですか。どちらですか。その点を伺いたいのです。

○手柴参考人 もちろん起きました事については、具体的にその事故の状

罰せられないという見解をとつておられるのか、あるいはまた行為者、運転手そのものを罰することができるのである、こういうような解釈をとつておられるか、この点伺っておきたいと 思います。

題でござりますが、处罚を運転手もすべきか、あるいは事業者のみであるか、というお問い合わせあります。私の方ではこれは東京地檢あるいは県の交通関係の仕事を担当しておる検事といろいろ打ち合せをして、この解釈について研究をしたのでございますが、現在のところでは運転手をこれで処分することは無理ではないかというように解釈しております。

○關谷委員 これは道路交通法を制定した当時の担当官あたりの解釈といったしましては、この百三十二条によつて行為者も処分することができるのだ、こういうふうな見解をとつておると私は聞いております。さらにまた法務局、法務省の刑事局あたりにおきましても、公式の撮合にはそういうことをはつきり確定いたしておりませんので、発表をようしないけれども、私的に会談をした場合に、処分し得るのだというような個人的な見解を漏らしておるのであります。大体罰則関係につきましてはあなた方が主管官庁になるわけでありますので、あなた方は一番よく研究をしておられなければならぬのは、すなまし、これがはつきりとした解釈をすることがなければどういてい取締りをすることができない、従つて違反をなくすることはずがない、こういうことになるのであります。が、もしこれで取締りができるない

のだという解釈をあなた方がとられるとするならば、こういうふうな違反はどういうふうにしてなくしようとあなたの方はお考えになつておられるのか、この点具体的にお考へを承りたいと思います。

○手柴参考人 この違反をいかにしてなくするかという問題はいろいろ考へられると思うでござりますが、業者さんが料金の認可を運輸大臣から受けて営業をしておるのでござりますから、一応当然業者の責任としてさようなことを運転手にさせないということの監督がまず第一じゃないか、かように考へるのであります。それからそういう事実が発見されました場合には、もちろん私どもの方でも運転手に注意も説教もいたしておりますし、また不當に料金を取つたというような事実がはつきりいたしたものについては、料金を返さした事例もあります。しかし私どもといったましてはこの法規をはつきり、運転手にも責任ありというようにより、運転手に対しても監督者を一人づつつけなければならぬということになつて参ります。そんなことはとてもできるものではないし、いろいろ監督すれば、運転手に対して監督者を一人づついるというのが実情であります。ことに不當な料金を取つておれば、それをつまえたときには返さした事例もある

というのであります。そういうときには積極的に、こういう不便があるから法をこういうふうに解釈をしてもらいたいという意見ぐらいは、取締り官庁として私はあなたの方の意見が当然出てこなければならぬ、こういうふうに解釈をしてもらいたいとお話しでありますけれども、今まで考えるのであります。本日の私のわざ尋ねで初めて法を変えてもらいたいというお話をありますけれども、今までそのようなあなたの積極的な意見を、どこかその筋に開陳せられたことがあるかどうか、この点伺つておきたいと思うのであります。

○手柴参考人 この道路運送法の関係者は、主たる官府は陸運事務所でありますので、その方に私どもの方から意見を出しておるわけであります。

○關谷委員 意見を出しておられるということですが、そこに自動車局長も旅客課長もおられるけれども、もしもそれを取り繕れないというふうなはつきりとした解釈をするというのなら、こういうふうに改めてもらいたいということを監視厅から要求を受けたことがあるかないか、お二人のうちどちらでもよろしいから、御答弁を願いたい。

○山内政府委員 本条につきましては、法務省あるいは監視厅等ともいろいろ協議をいたしておるところでござります。現在までの百三十二条の解釈につきましては、大体におきましてただいま警視交通部長がおっしゃられましたような解釈であつたわけでございますが、最近こういう免許企業に対しまず従業員の違反というものにつきましては、ただ道路運送法の問題だけでございませんのでございまして、たとえば職務故買というような古道具屋のような

もののもそれに入りまして、そういううなものにつきましていろいろの判例を調査いたしております、先ほど閑谷先生から言われましたように、学説いたしましてはそれに関連いたしましていろいろあるわけでござりますが、最近の判例におきましては処罰できること非常に多いとわれわれ見ておるところございまして、それにつきましては将来とも各方面と連絡をいたしまして、さらに研究を進めてみたいと思います。

ざいますので、後刻御報告申し上げたいと思います。

○關谷議員 警視交通部長が見えておりますので、ついでにもう一点お尋ねしておきたいのであります。自動車の運転者の就業免許制度、これは以前にもこういう制度があつた時代があるのでありますけれども、現在はなくしておるのであります。バスとかタクシー、ハイヤーというふうな人命を預かる運転手については、経験とかあるいは年令その他技術、学術等、そういうふうな面から高級の免許制度を規定すべきであるというふうな意見も非常に強いのであります。こういう点につきましては、ことにこのよしな免許等を下しますのがあなたの所管でもありますし、こういう事故をなくして、みんなが安心をして乗れるというようなことにいたしますためにも、こういう制度を確立するということがその目的に沿うゆえんである。私たちはこのようにも考へるのであります。この点について警視庁当局の御意見を伺っておきたいと思います。

い、かのように考えまして、これは検査

序にも意見を何回か具申して御相談を

いたしまして、研究をしていただい

ておるとき考

○関谷委員 今タクシーにときどき乗

ると、窓ぎわに優と書いてあるのがあ

ります。そういうのを見て、あれは車

体の整備ができるおるというのか、運

転手の技量その他がいいということに

なつておるのか、いずれか私たちは知

りませんが、あのよろんな方方をとろう

といふうなことをあなた方が考えて

おられるといふことは、とりもなおさ

ず事故を防止する、一般大衆に安心感

を与えるということが第一目的であろ

うと考えるのであります

う優秀であるのではなく、その運転手

反や事故を起す者を少くしようとい

うと考

えます。従いましてこれは車の整備その他

が優秀であるのではなく、その運転手

を優秀なりとして表彰したものであ

りまして、これは当時ラジオでも何回か

がいいということでなく、運転手がい

いということでございます。

○松山委員長 ちよつと申し上げま

す。手柴参考人は会議を主宰しておら

れて、その会議が始まるそうでござい

ますから……。

○松山委員長 もう一点、そうしたたらこ

れは要望であります。今私が申し上

げた就業免許制度というようなものを

考えられておるようありますので、そ

れで、この点実現のためにこれからも努力を

していただきたいと思いますので、そ

れで、自動車の交通違反がどうこうつかま

えたときよりも、給与に対する割増率

が非常にいいということをその当時聞

いておりました。ピストルやあいくち

五、運転手は無抵抗で武装しておらな

い、それを街路樹の陰から違反の起る

のをじつと見ておって、そうしてすぐ

に飛び出していってとつつかまえて、

いろいろな違反事項が——先ほどの山口

委員の質問に答えられて、たとえば前

方を不注意のために事故を起した、信

号無視、追い越し、その他いろいろと

くしておる。それで統計をとつてみ

て、たとえば東京都内の自動車の運転

手、これはハイヤー、タクシーに限つ

ておりませんが、大きづばに言つてお

りませんが、大きづばに言つてお

りませんが、大きづば

